

April, 2010



## 遺言書について その1

遺言書作成のご相談を受ける機会が増えています。日本公証人連合会は、平成18年の公正証書遺言の作成件数は、25年前の昭和56年の約2倍である7万件を越え、その後も増加傾向にあると発表しています。

遺言書を作成しておくメリットは様々あります。遺言書がない場合、遺産は民法の定める法定相続分に従い相続人に分配されますが、不動産など分割が困難な遺産があったり、相続人間に思惑の相違がある場合には、相続人間での無用の紛争を生みかねません。遺言を残しておくことにより、遺言者の意思に沿った遺産の分配を図ることが可能となります。事業を営む方は、不意の事態への備えや事業承継の方策を考慮されると思いますが、遺言により事業承継対策を行っておくこともできます。本シリーズのニュースレターでは、数回に分けて、遺言書に関する基礎知識をお伝えしていきます。

### 遺言の方式

さて、遺言を残しておこうと考えた場合、どのような方式で作成すればよいのでしょうか？ 民法は、遺言者が自筆で遺言書を作成する場合、公正証書を利用して遺言をする場合、病床で遺言をする場合、など複数の類型に応じた方式を定めています。個々に充たすべき要件があり、これに沿った形で作成されていないとせっかく残した遺言も無効になってしまいますので、注意しなければなりません。

## 民法960条

遺言は、この法律に定める方式に従わなければ、することができない。

民法の定める遺言には、つぎのような方式があります。

### 普通方式による遺言

- ・ 自筆証書遺言・・・遺言者が自筆で遺言書を作成します。
- ・ 公正証書遺言・・・公証人が遺言者による遺言の内容を確認し、公正証書によって遺言を作成します。
- ・ 秘密証書遺言・・・遺言者が、遺言内容は秘密のままで封印をし、公証人が封書の形式を確認します。

### 特別方式による遺言：死亡の危難が迫っている緊急の状態での遺言をする場合

- ・ 一般危急時遺言・・・病気などで死期の迫った人が遺言をするとき。  
医師の立会などの要件があります。
- ・ その他・・・・・・・・・・伝染病隔離者遺言、在船者遺言、船舶遭難者遺言

特別方式による遺言は特殊なケースですので、以下では普通方式による遺言を中心に説明します。

### **自筆証書遺言の方式**

自筆証書遺言は、遺言者が、遺言書の全文・日付・氏名を自書し、押印することにより成立します（民法968条）。個々の要件を見てみましょう。

#### ① 遺言者が、遺言の全文を自書すること。

自書とは、遺言者が自分で筆記することです。ワープロ、パソコンでタイプしたものでは無効となってしまいます。

② 遺言者が、日付を自書すること。

遺言書の作成された日付が明確にわかることが必要であり、年・月・日をはっきり記載されていなければなりません。「2010年4月吉日」との記載では、4月何日なのかわかりませんので、無効となります。

③ 遺言者が、氏名を自書すること。

氏名の表示は、遺言者が誰かが特定できる内容であればよいので、氏・名だけの記載、ペンネーム、雅号、芸名、通称などでも、この判断ができる記載であれば有効となります。とはいえ、住所・職業・本名・生年月日などで他人との混同がないような記載をしておくことが一般的です。

④ 遺言者が、遺言書に押印すること。

押印は、遺言者の同一性や意思確認のために必要です。実印である必要はなく、指印でもよいとされています。

そのほか、自筆証書遺言では、加除訂正の仕方などにも決められた方式があります。

### 公正証書遺言の方式

公正証書遺言とは、遺言者が口述する遺言の趣旨を公証人が筆記し、遺言者・証人（2名以上）が内容を確認して署名押印し、公証人がその後に署名押印する方式で作成される遺言です。

公正証書遺言は、公証役場において証人の立会・公証人の関与のもとで厳格な方式にて作成され、遺言書の原本は公証役場で保管されます。遺言書作成のご相談を受けた際には、多くの場合、公正証書遺言によることをお勧めしています。公正証書遺言は、自筆証書遺言に比べ、後に方式の不備により無効になったり、遺言書が紛失・毀損・偽造されるなどして遺言者の意思を実現できなくなる危険性が少なく、より確実性のある方式であるからです。また、自筆証書遺言は、遺言者の死後、家庭裁判所で「検認」という遺言書の形式などをチェックする手続きをとる必要があ

りますが、公正証書遺言では検認手続が不要なこともメリットのひとつといえるでしょう。

### 秘密証書遺言の方式

秘密証書遺言は、遺言者が遺言書を作成し、署名押印して封書に入れ、遺言書と同じ印で封印をしたうえで、公証人と証人（2人以上）に提出して確認を受け、遺言者・証人・公証人が封書上に署名押印をします。

公証人・証人の関与により遺言書の存在は明確になりますが、内容の確認を受けませんので、後に方式不備により無効になるリスクもあります。また、公正証書遺言のように公証役場に保管はされませんので、本人が紛失しないよう保管しておく必要があります。

今回は、簡単に遺言書の方式についてご紹介をしました。

次回は、遺言書にはどのようなことを書くのかについて、お伝えしたいと考えています。

